

江別市火災予防条例（昭和50年条例第24号）第26条第1項の規定に基づき、消防長が指定する場所を下記のとおり告示する。

令和3年3月31日

江別市消防長 内 山 洋

江別市火災予防条例第26条第1項の規定に基づき、消防長が指定する場所は、次に掲げるものとする。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台及び客席
 - (2) 公会堂又は集会場の舞台及び客席
 - (3) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所の舞台
 - (4) 屋内展示場で公衆の出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - (5) 百貨店又は大規模な小売店舗（延べ面積1,000平方メートル以上のもの）の売場その他通常顧客の利用する部分
 - (6) 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - (7) 自動車車庫、駐車場その他駐車のために供される場所であつて、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第13条第1項の規定により同項の表に規定する消火設備を設置すべきものとされているもの
 - (8) 重要な文化財として指定され、若しくは重要美術品として認定された建造物の内部（居住、管理その他これらに類するものの用に供される部分を除く。）又は周囲
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前項第1号及び第2号に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分
 - (3) 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。